

### 3 計画の策定及びその手続の見直し

#### (20) 老人福祉法

- ・ 市町村老人福祉計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及びその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の8第2項2号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定する場合における勘案すべき事情に係る規定（20条の8第5項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（20条の8第8項）に関し、当該計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及び供給体制の確保に関し必要な事項（同条2項2号及び3号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県老人福祉計画の内容のうち、老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項、老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項並びにその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の9第2項2号から4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

#### (26) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平元法64）

- ・ 市町村整備計画の内容のうち、日常生活圏域ごとの当該区域又は当該市町村の区域における公的介護施設等の整備に関する目標、目標を達成するために日常生活圏域又は当該市町村の区域において実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業及びその他厚生労働省令で定める事項に係る規定（4条2項1号（計画期間に係る部分を除く。）、2号ハ及び3号）は、廃止、例示化又は、目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村整備計画の公表に係る規定（4条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

#### (29) 介護保険法（平9法123）

- ・ 市町村介護保険事業計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給

付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項に係る規定（117 条 2 項 1 号、2 号（量の見込みに係る部分を除く。）、3 号から 5 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市町村介護保険事業計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（117 条 7 項）に関し、当該計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項（同条 2 項 1 号、2 号（量の見込みに係る部分を除く。）、3 号から 5 号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県介護保険事業支援計画の内容のうち、介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項、介護サービス情報の公表に関する事項、介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項に係る規定（118 条第 2 項 2 号から 6 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

## 【基礎自治体への権限移譲】

### 1 権限移譲を行うもの

#### (4) 指定都市及び中核市に移譲する事務

##### ① 有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令

都道府県知事が処理している有料老人ホーム設置の届出の受理、報告の徴収及び立入検査並びに改善命令（老人福祉法（昭38 法133）29 条1 項、29 条7 項及び9 項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

##### ② 指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可（介護保険法（平9 法123）41 条1 項、48 条1 項、94 条1 項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、介護専用型特定施設入居者生活介護及び混合型特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定、指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の許可に際して都道府県知事の同意を要することとする。

イ 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設の開設者等、介護老人保健施設の開設者等及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者及び指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令並びに指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の指定の取消し等（介護保険法76 条1 項、76 条の2 第3 項、77 条1 項、90 条1 項、91 条の2 第3 項、92 条1 項、100 条1 項、103 条3 項、104 条1 項、112 条1 項、113 条の2 第3 項、114 条1 項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

**未届の有料老人ホームに該当する施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査の結果について**  
(調査時点:平成22年10月31日)

**1. 未届の有料老人ホームに該当する施設の届出に係る指導状況等について**

	件数	割合
平成21年10月31日時点の未届の有料老人ホームに該当する施設数	389件	—
平成21年11月1日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当する施設数	59件	—
有料老人ホーム非該当等	34件	—
有料老人ホームに該当する施設数	414件	100.0%
平成22年10月31日まで届出済	166件	40.1%
平成22年10月31日まで未届	248件	59.9%

※1 「有料老人ホームに該当する施設」には、現在実態把握中のものを含む。

※2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

**2. 有料老人ホームに該当する施設の入居者処遇等に係る指導状況について**

	件数	入居者の処遇等に係る指導
有料老人ホームに該当する施設数	414件	107件
平成22年10月31日まで届出済	166件	64件
平成22年10月31日まで未届	248件	43件

(参考)入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

※件数は指導した都道府県数

○一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーが確保されるよう指導(11)

○居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導(7)

○夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導(2)

○廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導(3)

○行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導(3)

○入居一時金の保全措置を講じるよう指導(3) 等

# 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

〈予算関連法律案〉

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設等を行う。

## 施策の現状・背景

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要である一方、サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状。

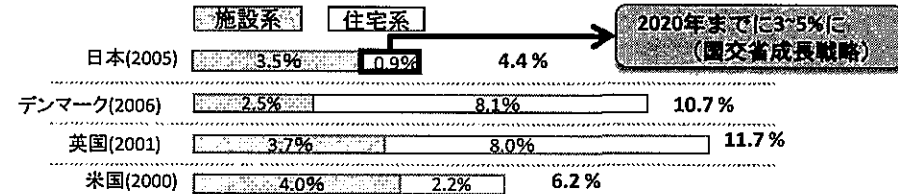
### 高齢者単身・夫婦世帯の増加

2010年から2020年の10年間で、

高齢者人口：約2,900万人→約3,600万人

高齢者単身・夫婦世帯：約1,000万世帯→1,245万世帯

### 全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合



国土交通省・厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である「サービス付き高齢者向け住宅制度」を新たに創設

## 概要

【登録基準】 ※有料老人ホームも登録可

《住宅》 ・床面積(原則25㎡以上)、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー

《サービス》 ・サービスを提供すること。(うち、安否確認・生活相談は必須)

《契約》 ・賃貸借方式、又はこれに準じた契約であること、前払家賃等を受領する場合の返還ルール及び保全措置

【事業者の義務】 ・入居契約に係る措置(提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の説明)  
・誇大広告の禁止

【指導監督】 ・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督(報告徴収・立入検査・指示等)

\* 高円賃(登録制度)・高優賃(供給計画認定制度)の廃止

\* 高齢者居住支援センター(指定制度)の廃止

\* サービス付き高齢者向け住宅に対する支援措置(住宅融資保険法、住宅金融支援機構法、地域住宅特別措置法)

- 補助・融資・税による支援策を充実し、民間による供給を促進
- 介護保険法改正による「定期巡回随時対応サービス」等と組み合わせた仕組みを普及

## サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に向けた今後の取組み(平成23年度)(案)

### 法律

(案)

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅について、入居者保護と供給促進の観点から、両者一元的なルールの下で厚生労働省・国土交通省共管の制度として再構築し、新たに「サービス付き高齢者向け住宅制度」を創設（次期通常国会で法案提出を予定/高齢者住まい法改正）

### 予算

(案)

《高齢者等居住安定化推進事業：予算額325億円（うち特別枠300億円）》

- 新たに創設される「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。

<対象>

登録されたサービス付き高齢者住宅等

<補助額>

建築費の1/10 改修費の1/3（国費上限 100万円/戸）

### 税制

(案)

- 所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置によるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進

### 融資

(案)

- サービス付き高齢者向け賃貸住宅に対し住宅金融支援機構の融資要件を緩和。
- 家賃の前払金への民間金融機関の死亡時一括償還型融資(リバースモーゲージ)に対し、住宅金融支援機構の融資保険対象とする。